

令和7(2025)年度諮問(情)第2号  
答申(情)第137号

「人事委員会の議事録に関する公文書部分開示決定に係る審査請求  
に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会



## 第1 審査会の結論

栃木県人事委員会委員長（以下「実施機関」という。）が令和7（2025）年6月30日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、審査請求人が処分を不服とした別表1で非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分を除き開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和7（2025）年6月15日付けで、「人事委員会（定例会または臨時会）議事録であって、令和6年度（措）第1号事案に関して記録されているもの（全部）」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、「人事委員会（定例会または臨時会）議事録であって、令和〇年度（〇）第〇号事案に関して記録されているもの（全部）」を対象公文書として特定し、条例第11条第1項の規定により、令和7（2025）年6月30日付けで本件処分を行った。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和7（2025）年7月21日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和7（2025）年10月30日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、令和〇年度（〇）第〇号事案に関する記載事項であって、非開示部分としての妥当性を欠くと判断される部分の開示を求める。

### 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は、栃木県人事委員会委員長から本件処分を受けた。
- (2) 栃木県人事委員会委員長は、その理由を「条例第7条第2号」としてい

る。

- (3) しかしながら、令和○年度(○)第○号事案要求者である審査請求人が、個人情報の保護に関する法律第76条に基づく個人情報開示を請求したところ、令和7(2025)年3月10日付け人委第○○号の処分により、『「おそれがある」かどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要と解されている』(令和6年度諮問(情)第3号答申(情)第127号3頁2行目から3行目まで)にも関わらず、明らかに法的保護に値する蓋然性がない部分まで非開示とされていることが判明した。
- (4) 本件処分により、審査請求人は、令和○年度(○)第○号事案に関する人事委員会議事録に記載される事項について「知る権利」を侵害されている。
- (5) 人事委員会委員長は、令和○(○○)年○月○日付け人委第○○号処分、同年○月○日付け人委第○○号処分及び同年○月○日付け人委第○○号においては条例第7条第4号を非開示の根拠規定として挙げなかったにもかかわらず、令和○(○○)年○月○日付け人委第○○号の処分においては、個人情報の保護に関する法律第78条1号6項(第78条第1項第6号の誤記と思われる)を非開示の根拠として挙げ非開示としているから、審査請求人は、なお「知る権利」を侵害されている。
- (6) 以上の点から、記載の処分のうち非開示とした処分(令和○年度(○)第○号事案に関する記載事項であって、栃木県行政不服審査会のインカメラ審理により、非開示処分としての妥当性を欠くと判断される部分に対するもの)の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。なお、本請求は令和○年(○○)第○号○○○○○○○○事件(○○○○○○○○)に関連するものであることを申し添える。

## 第4 実施機関の主張

### 1 処分の性質

本件処分は、審査請求人が行った公文書開示請求に対して、令和○年度(○)第○号事案に関して記録された人事委員会定例会及び臨時会の議事録について、それぞれ条例第7条に該当する部分を非開示として公文書部分開示決定を行ったものである。

### 2 処分に係る根拠規定

本件処分を行ったもののうち、審査請求部分の非開示理由に該当する条例

第7条第2号は、個人情報の非開示に係る規定であり、非開示情報に該当する個人情報とは、当該情報から特定の個人が識別できる情報のほか、当該情報単独では特定の個人を識別できないが他の公知の情報と照合することで特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別できないが公開することによりなお当該個人の権利利益を害するおそれのあるものも非開示情報である旨規定されている。

### 3 処分の妥当性

審査請求人は、非開示とされた措置要求に係る部分については、明らかに法的保護に値する蓋然性がない部分まで非開示とされている旨主張している。しかし、令和〇年度（〇）第〇号事案については、要求内容に措置要求者に係る個人情報が多分に含まれていることから、開示・非開示の判断はより慎重になるべきである。

その点も踏まえ、措置要求者の権利を守るためにも、前後の文脈等により措置要求内容が推察されてしまう可能性も考慮し、開示・非開示の判断を行った本件処分は正当なものであると判断する。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

(2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、(1)の基本的な考え方に立って県民等の公文書の開示を請求する権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

## 2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、特定の議題について記載された部分のうち、非開示とする妥当性を欠く部分の開示を求めている。

よって、審査会は、対象公文書のうち、審査請求人が審査請求書で不服を述べている部分に限り審査を行うこととし、審査請求人及び実施機関の主張の整理並びにインカメラ審理を行った結果を踏まえ、本件処分の妥当性について以下のとおり判断する。

### (1) 公文書の特定について

ア 審査請求人は、第2の1のとおり、特定の議題について審議されている人事委員会の議事録を開示請求した。

イ これに対して、実施機関は、アで挙げた議題について審議されており、実施機関で保有している人事委員会の定例会及び臨時会の議事録全てを対象公文書として特定していることから、審査請求人との主張に相違は認められない。

ウ したがって、実施機関が行った公文書の特定は妥当である。

### (2) 実施機関への意見聴取結果について

審査会が、実施機関に対して非開示部分に関する意見聴取を実施したところ、次のような意見があった。

ア 本件開示請求で非開示とした部分は、条例第7条第2号を理由としているが、審査請求人が提示した保有個人情報開示請求で不開示とした部分については、同条第4号にも該当すると整理している。

イ 条例第7条第4号に該当すると整理した理由は、事案の審議期間中は不確定な情報を多数含むものであるから開示することはできないが、審議が終了した後であれば開示が可能であると判断したためである。

ウ イを非開示理由として記載しなかった理由は、複数の理由を提示することで、審議終了後であれば開示されると請求者を誤認させるおそれがあると判断したからであり、条例第7条第2号であれば審議終了後であっても開示されない情報であるため、理由欄には同条第2号のみ記載した。

### (3) 条例第7条第4号について

本号は、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報について非開示情報としての要件を定めたものである。

内部又は相互間における審議、検討、協議における情報は、県民参加による開かれた県政の推進という情報公開制度の趣旨・目的から鑑みると可能な限り公開されるべきである。しかしながら、これらの情報のうち、公開されることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることで率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、誤解や憶測を招き県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、又は投機などにより情報を得た者に不当な利益をもたらす、あるいは特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるものについては、非開示とする趣旨である。

#### (4) 非開示部分の非開示情報の該当性について

審査請求人は、第3の1のとおり特定の措置要求事案について審議された人事委員会の議事録で同議題の記載がある部分のうち、非開示部分としての妥当性を欠くと判断される部分の開示を求めていることから、別表1に掲げる部分のみを審理の対象とすることとし、当該非開示部分の非開示情報の該当性について検討する。

##### ア 別表1のうち、記号A、E、H、K、O及びQについて

該当部分には、審議する議題について人事委員会事務局職員が資料に基づき説明した旨記載されている。

当該内容は、同議事録の「1 会議に付した事項は、次のとおりである。」部分に記載されている内容と同内容であり、記載されている内容は職員が資料に基づき説明した事実のみが記載されているにすぎず、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

##### イ 別表1のうち、記号B、D、F、I及びUについて

該当部分には、措置要求の内容について人事委員会委員による質疑が記載されている。

当該内容は、委員の質疑を端的に記載したにすぎず、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することは

できないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。また、記号Iについては、公開することにより(3)に挙げたような状況が発生するおそれがあるともいえないことから、同条第4号にも該当しない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

ウ 別表1のうち、記号C、Tについて

該当部分には、措置要求者の所属を含めた内容が記載されている。

当該内容は、開示することで措置要求を行った者の所属が明らかになり、県が保有している事務分担表や座席表等の情報を組み合わせることにより措置要求者を特定できる可能性を否定できないことから、条例第7条第2号に該当すると認められる。

したがって、当該部分は非開示としたことは妥当である。

エ 別表1のうち、記号Gについて

該当部分には、議題の説明に対して人事委員会委員が質問を行い、人事委員会事務局職員が回答を行った旨記載されている。

当該内容は、職員が行った回答を端的に記載したにすぎず、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

オ 別表1のうち、記号Jについて

該当部分には、議題2についての審議終了時に、人事委員会委員長が各委員に議題について諮り、原案どおりの議決をしてもよいか確認を行った旨記載されている。

当該内容は、原案どおりの議決の可否を委員に確認している記載にすぎず、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

カ 別表1のうち、記号Lについて

該当部分には、人事委員会委員が発言した内容が記載されている。

当該内容は、委員が今後の流れを確認したい旨発言した記載がされているにすぎず、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものとはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。また、公開することにより(3)に挙げたような状況が発生するおそれがあるともいえないことから、同条第4号にも該当しない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

キ 別表1のうち、記号Mについて

該当部分には、措置要求の今後の流れについて、人事委員会事務局が把握している内容の報告、及びそれに対する人事委員会委員からの質問が記載されている。

当該内容は、当時対応していた人物の名字と役職が記載されており、他の情報と組み合わせることで措置要求者が勤務していた所属を特定することが可能であるから、ひいては措置要求者を特定できる可能性が否定できず、条例第7条第2号に該当すると認められる。また、具体的な病名が記載されそのことに関する質疑を行っている様子が記載されていることから、個人を特定することはできないものの、なお個人の権利を侵害するおそれのある情報であると認められ、条例第7条第2号に該当すると認められる。

したがって、当該部分は非開示としたことは妥当である。

ク 別表1のうち、記号Nについて

該当部分には、事情聴取をした際の措置要求者の発言や現行の制度についての確認を行っている様子が記載されている。

当該内容は、現行の制度について質疑を行っている内容が記載されているにすぎず、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。また、公開することにより(3)に挙げたような状況が発生するおそれがあるともいえないことから、同条第4号にも該当しない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

ケ 別表1のうち、記号Pについて

該当部分は、事情聴取時の聴取方法や措置要求者の様子について記載

されている。

当該内容には、事情聴取時の文字起こし方法や措置要求者の様子を端的に記載したにすぎず、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

コ 別表1のうち、記号Rについて

該当部分には、議題についての説明に対して人事委員会委員が質問を行い、人事委員会事務局職員が回答を行った旨記載されている。

当該内容は、措置要求内容についての質疑を端的に記載したにすぎず、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。また、公開することにより(3)に挙げたような状況が発生するおそれがあるともいえないことから、同条第4号にも該当しない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

サ 別表1のうち、記号Sについて

該当部分には、文書の記載表現について検討している様子が記載されている。

当該内容は、文章の記載表現について検討している様子を端的に記載したにすぎず、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

### 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日                             | 処 理 内 容                     |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 令和7(2025)年10月30日                  | ・ 諮問庁から諮問書を受理               |
| 令和7(2025)年12月17日<br>(第79回審査会第3部会) | ・ 事務局から経過概要の説明<br>・ インカメラ審理 |
| 令和8(2026)年1月14日<br>(第80回審査会第3部会)  | ・ 審議<br>・ インカメラ審理           |
| 令和8(2026)年2月19日<br>(第81回審査会第3部会)  | ・ 審議<br>・ 実施機関から意見聴取        |
| 令和8(2026)年3月18日<br>(第82回審査会第3部会)  | ・ 審議                        |
| 令和8(2026)年5月13日<br>(第83回審査会第3部会)  | ・ 審議                        |

## 栃木県行政不服審査会第3部会委員名簿

| 氏 名     | 職 業 等                           | 備 考          |
|---------|---------------------------------|--------------|
| 善 林 景 子 | 元栃木県県民生活部参事兼とちぎ<br>男女共同参画センター所長 | 部会長職務<br>代理者 |
| 中 村 祐 司 | 国立大学法人宇都宮大学<br>地域デザイン科学部教授      | 部会長          |
| 藤 田 明 子 | 弁護士                             |              |
| 町 田 明 久 | 株式会社下野新聞社<br>常務取締役統括            |              |

(五十音順)

(別表1) 本件開示請求において、実施機関が、非開示とした部分

| 記号 | 公文書名  | 非開示部分                       | 非開示条項                |
|----|---|-----------------------------|----------------------|
| A  | 栃木県人事委員会<br>(定例会) 議事録<br>(令和6(2024)年<br>4月4日開催分)  | 裏面 5行目                      | 条例第7条第2号             |
| B  |   | 裏面<br>6行目から13行目まで           |                      |
| C  |   | 裏面<br>14行目から15行目まで          |                      |
| D  |   | 裏面<br>16行目から27行目まで          |                      |
| E  | 栃木県人事委員会<br>(定例会) 議事録<br>(令和6(2024)年<br>5月16日開催分) | 表面<br>23行目から24行目まで          | 条例第7条第2号             |
| F  |   | 表面<br>25行目から33行目まで          |                      |
| G  |   | 表面 34行目                     |                      |
| H  | 栃木県人事委員会<br>(臨時会) 議事録<br>(令和6(2024)年<br>7月31日開催分) | 表面<br>42行目から43行目まで          | 条例第7条第2号             |
| I  |   | 表面 44行目<br>裏面<br>1行目から7行目まで | 条例第7条第2号<br>条例第7条第4号 |
| J  |   | 裏面 8行目                      | 条例第7条第2号             |
| K  | 栃木県人事委員会<br>(定例会) 議事録<br>(令和6(2024)年<br>9月12日開催分) | 裏面<br>7行目から8行目まで            | 条例第7条第2号             |
| L  |   | 裏面 9行目                      | 条例第7条第2号<br>条例第7条第4号 |
| M  |   | 裏面<br>10行目から13行目まで          | 条例第7条第2号             |
| N  |   | 裏面<br>14行目から21行目まで          | 条例第7条第2号<br>条例第7条第4号 |
| O  | 栃木県人事委員会<br>(定例会) 議事録<br>(令和6(2024)年<br>9月19日開催分) | 裏面<br>6行目から7行目まで            | 条例第7条第2号             |
| P  |   | 裏面<br>8行目から13行目まで           |                      |

| 記号 | 公文書名   | 非開示部分                       | 非開示条項                |
|----|--|-----------------------------|----------------------|
| Q  | 栃木県人事委員会<br>(定例会) 議事録<br>(令和6(2024)年<br>11月15日開催分) | 裏面<br>35行目から36行目まで          | 条例第7条第2号             |
| R  |  | 裏面<br>37行目から44行目まで          | 条例第7条第2号<br>条例第7条第4号 |
| S  | 栃木県人事委員会<br>(定例会) 議事録<br>(令和7(2025)年<br>3月18日開催分)  | 表面 42行目<br>裏面<br>1行目から8行目まで | 条例第7条第2号             |
| T  | 栃木県人事委員会<br>(定例会) 議事録<br>(令和7(2025)年<br>4月3日開催分)   | 裏面<br>5行目から6行目まで            | 条例第7条第2号             |
| U  |  | 裏面<br>7行目から8行目まで            |                      |

(別表2) 本件開示請求において、審査会が、非開示が妥当であるとした部分

| 記号 | 公文書名  | 非開示部分              | 非開示条項    |
|----|---|--------------------|----------|
| C  | 栃木県人事委員会<br>(定例会) 議事録<br>(令和6(2024)年<br>4月4日開催分)  | 裏面<br>14行目から15行目まで | 条例第7条第2号 |
| M  | 栃木県人事委員会<br>(定例会) 議事録<br>(令和6(2024)年<br>9月12日開催分) | 裏面<br>10行目から13行目まで | 条例第7条第2号 |
| T  | 栃木県人事委員会<br>(定例会) 議事録<br>(令和7(2025)年<br>4月3日開催分)  | 裏面<br>5行目から6行目まで   | 条例第7条第2号 |